

条例の改正

たばこ税や町民税の見直しを行います

原案可決（賛成全員）

主な内容 地方税法の改正に伴い、たばこ税や町民税などの見直しを行います。

たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げ、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円の引き上げを行います。加熱式たばこについては、課税方式の見直しを行い、重量と価格を紙巻たばこに換算し、平成30年10月1日から5年間で段階的に移行していきます。

また、町民税に関して、個人所得課税の見直しを行い、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えを行います。

（平成33年1月1日施行）

部活動指導員の報酬を定めます

原案可決（賛成全員）

主な内容 町は、中学校の部活動指導の充実と教員の負担軽減



部活動充実のために

を図ることを目的に、運動部活動指導員を新たに配置するため、指導員の報酬額を定めます。年間報酬額（上限）は8万4000円（1600円／1時間）となります。

問 指導員は兼業が可能か。また、対外試合等の引率はどうなるのか。

答 兼業は可能である。また、引率も含め、顧問として部活動全般に当たっていただく。

人事案件

固定資産評価審査委員会委員に

内田元光さん

（上茂木・68歳）新任

町長から任命の同意を求められ、議会は賛成全員で同意しました。任期は平成30年11月1日から3年間です。

新しい委員さんを紹介します



和解及び損害賠償額の決定

雨水対策工事が原因で傾いた住宅の所有者と和解し損害賠償額を決定しました

原案可決（賛成全員）

損害賠償額：244万円

（※金額は、万円未満四捨五入）

問 保険は適用されるか。また、工事終了後、年数が経過したのはなぜか。

答 施工上のミスではなく、不慮の沈下であるため、保険は適用されない。期間を要した理由としては、申し出があったから、すぐに調査等を行ったが、沈下が進行中であると再度の工事が必要となるため、時間を置かせていただいた。